



▲自動車教習所キャラクター「しっかりくん」

## 準中型免許 教習開始について



このたび当社自動車教習所では、3月12日に改正道路交通法が施行され、準中型免許が新設されたことに伴い、3月25日より奈良県内で唯一準中型免許の教習を行っております。

初めての免許取得で準中型免許を希望されている方、また、既に普通免許を持たれている方で、準中型免許への変更を希望されている方は、是非お問い合わせください。

### 記

#### 1. 準中型免許新設の経緯

近年、集配などで利用頻度の高い貨物自動車が、保冷設備やクレーン設備などの架装により、車両総重量が5トンを超えることが増えています。しかし、これまでの普通免許では車両総重量が5トン未満の自動車しか運転できなかったことに加え、中型自動車免許の取得可能年齢が20歳であったため、この種の自動車を高校卒業後、すぐに運転できないことから、若年層の就職に影響を及ぼすとともに、運送業界における運転者不足の原因の一つにもなっていました。

そこで、貨物自動車の大部分を占める車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車（準中型自動車）の運転免許を新設し、さらに普通免許同様に、18歳から取得できるよう免許制度を変更するに至ったものです。

#### 2. 準中型車の概要

車両総重量	最大積載量	乗車定員
3.5トン以上7.5トン未満	2トン以上4.5トン未満	10人以下

#### 3. 実施場所 奈良交通自動車教習所（奈良県大和郡山市井戸野町385）

TEL 0743-54-3322

#### 4. その他 ご希望に応じて、教習の取材を受け付けますので、事前にお問い合わせください。

以上